

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年12月4日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3280号から第3285号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の6件の答申を行いました。

答申第3280号から第3283号まででは、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3284号及び第3285号では、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「(1) 損害賠償請求訴訟判決に伴う賠償金の支払額が分かる書類 (2) 教育長説明資料」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3280号から第3283号まで】

(2) 「審査請求人に係る国民健康保険異動届出書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3284号】

(3) 「審査請求人に係る重度障害者医療証交付申請書 重度障害者医療対象者異動等届出書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3285号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	実施機関
3280～3283	令和6年4月4日	令和6年5月23日	令和6年6月7日	令和6年7月5日	教育委員会
3284	令和6年6月4日	令和6年6月18日	令和6年7月25日	令和6年8月21日	市長
3285	令和6年6月4日	令和6年6月18日	令和6年7月25日	令和6年8月21日	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3280～3283	「(1) 損害賠償請求訴訟判決に伴う賠償金の支払額が分かる書類 (2) 教育長説明資料」(以下「本件	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。) 第7条第2項第1号に該当	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
	審査請求文書」という。)	<p>・文書作成課、文書番号、文書件名、氏名、電話番号、所属名、起案日、決裁日、文書作成年度、文書廃棄年度、支出命令番号、支払日、主管課、執行課、予算科目、支払期限日、伺登録番号、執行内容、支出命令書等発行主任作成日、文書作成日、文書発送日、教育長説明日、判決日、学校名、学年組、氏名、配属情報、個人の行動及び内心に関わる情報、またそれらが類推できる情報</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>条例第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・弁護士氏名、事務所名、事務所の所在地、郵便番号、事務所の電話番号、事務所のFAX番号、振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義</p> <p>(法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため)</p> <p>・弁護士印の印影</p> <p>(開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため)</p> <p>条例第7条第2項第5号柱書に該当</p> <p>・教育委員会の対応方針</p> <p>(開示することにより、これまでの調整過程を示すこととなり、今後の同様の事務の適正な遂行に支障を来すため)</p>	
3284	審査請求人に係る国民健康保険異動届出書(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>保有個人情報不開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第81条に該当</p> <p>(子どもと親権者が利害対立関係にあることが否定できない場合は、仮に子どもの国民健康保険の資格内容を当該親権者が知ることとなれば、当該子どもの生命、健康、生活又は財産などに関する権利利益を害するおそれが生じる。</p> <p>請求のあった当該保有個人情報は、存在し、又は存在しないことを答えること自体が当該本人の権利利益を害するおそれがある情報を明らかにすることとなり、法第78条第2項の規定により読み替えて適用する</p>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		同条第1項第1号によって不開示とすべき情報を開示することとなることから、その存否を答えることができないため)	
3285	審査請求人に係る重度障害者医療証交付申請書 重度障害者医療対象者異動等届出書（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報不開示</p> <p>法第81条に該当</p> <p>（ 子どもと親権者が利害対立関係にあることが否定できない場合は、仮に子どもの重度障害者医療証の資格内容を当該親権者が知ることとなれば、当該子どもの生命、健康、生活又は財産などに関する権利利益を害するおそれがある。 ）</p> <p>請求のあった当該保有個人情報は、存在し、又は存在しないことを答えること自体が当該本人の権利利益を害するおそれがある情報を明らかにすることとなり、法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第1号によって不開示とすべき情報を開示することとなることから、その存否を答えることができないため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3280 ～ 3283	<p>《いじめ案件の損害賠償請求訴訟に係る事務について》</p> <p>訴状、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達された場合、それを受けた答弁書及び準備書面等の準備を行っている。判決が出た後、必要に応じて教育委員会事務局内で対応確認を行い、判決に基づき賠償金等の支払を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、損害賠償請求訴訟判決に伴う賠償金の支払に係る起案文書及び教育長説明資料である。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 不開示部分1及び不開示部分8について、実施機関は、開示することにより、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する市域に関する事案であるのかが明らかとなり、当該個人の近親者、地域住民及び学校の関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができると主張する。</p> <p>これらの情報の中には、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する市域に関する事案であるかがうかがえる記載がある。</p> <p>また、実施機関に確認したところ、一般に利用することができる横浜市の行政文書目録検索により、起案日、決裁日、支出命令番号、支払日、支払期限日及び支払命令書等発行主任作成日から、文書保有課を特定することができるとのことであった。</p> <p>しかし、本件においては、学校教育事務所名が特定されたとしても、各学校教育事務所の管轄する校数は多数存在すること、横浜市が大規模な地方自治体であること等も踏まえると、学校教育事務所が所管する市域が特定されるにとどまるというべきであり、それによって当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができるものとは認められない。</p> <p>したがって、これらの情報は、本号本文に該当しない。</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>イ 不開示部分2及び不開示部分9について、当審査会において見分したところ、当該部分には、学校教育事務所名、文書保有課等の市域が特定されるような情報が記載されているものとは認められなかった。</p> <p>したがって、これらの情報は、本号本文に該当しない。</p> <p>ウ 不開示部分3について、実施機関は、学校教育事務所等の職員氏名及び起案者が所属する部署の電話番号を開示することにより、4つの方面ごとに設置されている学校教育事務所が明らかとなり、本件のような場合には、今までに一般に公表された情報に限らず、当該個人の近親者、地域住民及び学校関係者等であれば既知の情報と組み合わせることによって、当該学校名が特定されるだけでなく、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができることとなると主張する。</p> <p>しかし、上記アのとおり、学校教育事務所名が特定されたとしても、その所管する市域が特定されるにとどまり、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができるものとは認められない。</p> <p>また、学校教育事務所等の職員氏名については、横浜市では、市民情報センター等で一般の閲覧に供されている当時の横浜市職員録に掲載するなど、慣行として公にされている。</p> <p>したがって、学校教育事務所等の職員氏名は本号ただし書アに該当し、電話番号は本号本文に該当しない。</p> <p>エ 不開示部分4については、通知人の氏名が記載されており、開示することにより、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができる。</p> <p>したがって、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ 不開示部分5について、実施機関は、いじめ事件の損害賠償請求訴訟事案（以下「本件事案」という。）の近親者、地域住民及び学校関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができると主張する。</p> <p>しかし、誰がどの事務所のどの弁護士に訴訟代理の委任をしたかについては公にされるものではなく、本件事案の近親者、地域住民及び学校関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合したとしても、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができるものとは認められない。</p> <p>したがって、これらの情報は、本号本文に該当しない。</p> <p>カ 不開示部分10について、当審査会が見分したところ、当該部分には学校名がうかがえる記載及び本件事案の具体的な内容の記載がある。</p> <p>そのため、学校名及び本件事案の具体的な内容が判明すると、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができる。</p> <p>したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 不開示部分5について、当該部分は本件事案の当事者の訴訟代理人の情報として記載されているものであるから、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められる。</p> <p>この点、実施機関は、不開示部分5は、当該法人が請け負う案件が分かる、すなわち、事業活動を行うまでの内部管理に属する情報であって、開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあると主張する。</p> <p>しかし、本件事案の訴訟代理人としての弁護士氏名、事務所名並びに事務所の所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号が公になったとしても、当該弁護士の事業活動に不利益が生じるとは考え難く、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>なお、事務所の電話番号及び事務所のFAX番号については、当該法律事務所のホームページに掲載されており、一般に公表されているものである。</p> <p>したがって、これらの情報は、本号アに該当しない。</p> <p>イ 不開示部分6について、当事者の代理人弁護士が受任していた本件事案の判決に伴う賠</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>償金支払に関する情報であることからすれば、事業を営む当該個人の事業活動を行う上の内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該個人の事業活動が損なわれるおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、これらの情報は、本号アに該当する。</p> <p>ウ 不開示部分7について、弁護士印の印影は、これを開示することにより、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあると認められる。そのため、事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、この情報は、本号アに該当する。</p> <p>《条例第7条第2項第5号柱書の該当性について》</p> <p>不開示部分11については、本件事案の判決に関する実施機関の今後の対応方針が記載されている。</p> <p>これを開示することにより、内部的に行った検討の経緯が明らかとなり、今後の同種又は類似の案件に対する横浜市としての対応方針の検討又は協議に支障が生じるおそれがあると認められる。また、当該対応方針は、一般に公表されるものでもない。</p> <p>したがって、今後の同様の事務の適正な遂行に支障を来すものと認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3284	<p>《国民健康保険異動届出書に係る事務について》</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項では「世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」と規定し、国民健康保険の加入及び喪失についての届出を世帯主に求めている。また、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）では、資格の取得又は喪失の届出について、世帯主は、14日以内に被保険者の資格を取得した者（喪失した者）の氏名、世帯主との続柄等を記載した届書を市町村に提出しなければならないことを規定している。</p> <p>横浜市では、横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）第2条第1項第1号により、国民健康保険の被保険者の資格の得喪に関することは区長に委任されている。そこで、資格の取得又は喪失があった場合には、世帯主は、各区の福祉保健センター保険年金課に必要事項を記載した国民健康保険異動届出書及び資格の取得又は喪失の事実に係る関係書類を提出する必要がある。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、審査請求人に係る国民健康保険異動届出書と解される。なお、本件保有個人情報開示請求は、未成年者である審査請求人の審査請求人の法定代理人（以下「審査請求人代理人」という。）が審査請求人に代わって行ったものである。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否は、請求内容から推し量られる個人情報の存否そのものが法上の不開示事由に該当する場合に、不開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る保有個人情報の開示、不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになること及び②当該事実に、不開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第1号に基づき不開示として保護すべき保有個人情報を明らかにしてしまうことになるとして、法第81条に基づき、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで不</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>イ 本件保有個人情報開示請求は、保有個人情報開示請求書の記載から、審査請求人という特定の者を名指しして、その国民健康保険異動届出書の開示を請求しているものであると認められる。</p> <p>そのため、本件保有個人情報開示請求に対して、開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在すること、すなわち、審査請求人の国民健康保険の資格の取得又は喪失があったという事実を明らかにすることとなる。また、不存在による不開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在しないこと、すなわち、審査請求人の国民健康保険の資格の取得又は喪失がなかったという事実を明らかにすることとなる。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、審査請求人に関する上記事実の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。</p> <p>ウ 次に、当該事実に、不開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。</p> <p>(ア) 法第78条第1項第1号では「開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」について、開示しないことができることを規定している。</p> <p>(イ) そして、実施機関は、当該事実を審査請求人代理人が知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、当該事実は法第78条第1項第1号に該当すると主張している。</p> <p>そもそも、保有個人情報開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。このため、法第76条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。</p> <p>この点、実施機関の説明及び審査請求書の記載によれば、審査請求人代理人は審査請求人と同居していないとのことである。また、子の国民健康保険の資格の取得又は喪失に係る情報や居所といった法定代理人の間では通常共有されるべき情報が、審査請求人代理人においては共有されていないことであるし、審査請求書の記載からは、審査請求人代理人は、審査請求人の居所等を知ることを望んでいることがうかがわれる。</p> <p>これらの状況を考慮すると、本件保有個人情報開示請求に対する決定が審査請求人のためにならない結果を招く可能性は否定できない。このため、当該事実は法第78条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は、不合理であるとまではいえない。</p> <p>したがって、当該事実に不開示事由に該当する事実が含まれているといえるため、上記②の要件に該当する。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は、存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない</p>
3285	<p>《重度障害者医療証交付申請書等に係る事務について》</p> <p>横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例（昭和46年12月横浜市条例第59号）による医療費の助成を受けるため医療証の交付を受けようとする者は、横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則（昭和46年12月横浜市規則第113号）に基づき、助成対象者の住所及び氏名、加入している健康保険の名称及び番号等を記載した申請書の提出が必要となる。</p> <p>また、住所や加入している健康保険に変更があったときなどについても、変更後の住所や健康保険の名称及び番号等を記載した届出書の提出が必要となる。</p> <p>これらの申請・届出には、横浜市重度障害者の医療費助成事務取扱要領（昭和62年5月制定）第1号様式である「重度障害者医療証交付申請書 重度障害者医療対象者異動等届出書」を使用している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、審査請求人に係る重度障害者医療証交付申</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>請書及び重度障害者医療対象者異動等届出書と解される。なお、本件保有個人情報開示請求は、未成年者である審査請求人の審査請求人の法定代理人（以下「審査請求人代理人」という。）が審査請求人に代わって行ったものである。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否は、請求内容から推し量られる個人情報の存否そのものが法上の不開示事由に該当する場合に、不開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る保有個人情報の開示、不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が明らかになると及び②当該事実に、不開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第1号に基づき不開示として保護すべき保有個人情報を明らかにしてしまうことになるとして、法第81条に基づき、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>イ 本件保有個人情報開示請求は、保有個人情報開示請求書の記載から、審査請求人という特定の者を名指して、その重度障害者医療証交付申請書及び重度障害者医療対象者異動等届出書の開示を請求しているものであると認められる。</p> <p>そのため、本件保有個人情報開示請求に対して、開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在すること、すなわち、審査請求人の重度障害者医療証の交付申請又は重度障害者医療対象者の異動等の届出があったという事実を明らかにすることとなる。また、存在による不開示決定を行った場合には、本件保有個人情報が存在しないこと、すなわち、審査請求人の重度障害者医療証の交付申請及び重度障害者医療対象者の異動等の届出がなかったという事実を明らかにすることとなる。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、審査請求人に関する上記事実の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。</p> <p>ウ 次に、当該事実に、不開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。</p> <p>(ア) 法第78条第1項第1号では「開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」について、開示しないことができることを規定している。</p> <p>(イ) そして、実施機関は、当該事実を審査請求人代理人が知ることになれば、審査請求人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあることから、当該事実は法第78条第1項第1号に該当すると主張している。</p> <p>そもそも、保有個人情報開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。このため、法第76条第2項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。</p> <p>この点、実施機関の説明及び審査請求書の記載によれば、審査請求人代理人は審査請求人と同居していないことである。また、子の重度障害者医療証の交付に係る情報や居所といった法定代理人の間では通常共有されるべき情報が、審査請求人代理人においては共有されていないことであるし、審査請求書の記載からは、審査請求人代理人は、審査請求人の居所等を知ることを望んでいることがうかがわれる。</p> <p>これらの状況を考慮すると、本件保有個人情報開示請求に対する決定が審査請求人のためにならない結果を招く可能性は否定できない。このため、当該事実は法第78条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は、不合理であるとまではいえない。</p> <p>したがって、当該事実に不開示事由に該当する事実が含まれているといえるため、上</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>記②の要件に該当する。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は、存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない</p>

※ 別表及び答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匠生 Tel 045-671-3881